

瀬戸市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

瀬戸市長 川本 雅之

瀬戸市規則第 1 0 号

瀬戸市会計規則の一部を改正する規則

瀬戸市会計規則（昭和 2 9 年瀬戸市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）<u>第 1 7 3 条の 6</u>の規定に基づき、法令その他別に定めるもののほか、会計事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各課等 瀬戸市行政組織規則（平成 1 7 年瀬戸市規則第 3 9 号）に規定する課及び公所（同規則第 4 4 条の 2 に規定する課に属する公所を除く。）、瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則（昭和 4 9 年瀬戸市規則第 1 0 号）に規定する会計課、瀬戸市消防本部組織規則（<u>令和 4 年瀬戸市規則第 2 号</u>）に規定する課、瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成 1 7 年瀬戸市教育委員会規則第 6 号）に規定する課、瀬戸市立図書館条例（昭和 4 5 年瀬戸市条例第 1 9 号）に規定する図書館、瀬戸</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）<u>第 1 7 3 条の 3</u>の規定に基づき、法令その他別に定めるもののほか、会計事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各課等 瀬戸市行政組織規則（平成 1 7 年瀬戸市規則第 3 9 号）に規定する課及び公所（同規則第 4 4 条の 2 に規定する課に属する公所を除く。）、瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則（昭和 4 9 年瀬戸市規則第 1 0 号）に規定する会計課、瀬戸市消防本部組織規則（<u>平成 1 8 年瀬戸市規則第 3 号</u>）に規定する課、瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成 1 7 年瀬戸市教育委員会規則第 6 号）に規定する課、瀬戸市立図書館条例（昭和 4 5 年瀬戸市条例第 1 9 号）に規定する図書館、瀬戸</p>

市監査委員に関する条例（昭和39年瀬戸市条例第7号）に規定する事務局、瀬戸市公平委員会事務局運営規程（平成13年瀬戸市公平委員会告示第1号）に規定する事務局、瀬戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和60年瀬戸市固定資産評価審査委員会告示第1号）に規定する事務局並びに瀬戸市議会事務局事務分掌規程（昭和26年瀬戸市議会規程第1号）に規定する議事課をいう。

(2)から(5)まで <省略>

第7条の2 削除

戸市監査委員に関する条例（昭和39年瀬戸市条例第7号）に規定する事務局、瀬戸市公平委員会事務局運営規程（平成13年瀬戸市公平委員会告示第1号）に規定する事務局、瀬戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和60年瀬戸市固定資産評価審査委員会告示第1号）に規定する事務局並びに瀬戸市議会事務局事務分掌規程（昭和26年瀬戸市議会規程第1号）に規定する議事課をいう。

(2)から(5)まで <省略>

(歳入の徴収又は収納の委託)

第7条の2 令第158条第1項、令第158条の2第1項その他の法令の規定に基づき、市長が私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、会計管理者に合議しなければならない。

2 令第158条第1項、令第158条の2第1項その他の法令の規定に基づき、歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が行う市の歳入の徴収又は収納については、次項に定める手続を除き、この規則に規定する歳入の調定及び納入書の交付の手続又は出納員の行う手続の例による。

3 受託者は、市の歳入に係る現金等を収納したときは、所定の期日までに金融機関に払い込むとともに、徴収又は収納の内容を示す計算書を市長に提出しなければならない。

4 令第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 公金等の収納の事務について十分な知識及び経験を有していること。

(2) 安定的な経営基盤を有していること。

(3) 収納金に関する情報を電子計算機によって正確に記録し、その電磁的記録（電子的方式

(指定納付受託者の指定)

第7条の3 <省略>

(公金の徴収又は収納の委託)

第7条の4 市長は、法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者（歳入の徴収又は収納の事務に係るものに限る。）を指定するときは、あらかじめ会計管理者に合議するものとする。

2 法第243条の2第1項その他の法令の規定に基づき、公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者（次項において「受託者」という。）が行う市の歳入の徴収又は収納については、次項に定める手続を除き、この規則に規定する歳入の調定及び納入書の交付の手続又は出納員の行う手続の例による。

3 受託者は、市の歳入に係る現金等を収納したときは、所定の期日までに金融機関に払い込むとともに、徴収又は収納の内容を示す計算書を市長に提出しなければならない。

(年度、会計、科目等の訂正)

第18条 <省略>

(公金の支出の委託)

第18条の2 市長は、法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者（歳出の支出の事務に係るものに限る。）を指定するときは、あらかじめ会計管理者に合議するものとする。

2 法第243条の2第1項の規定により、公金の支出の事務の委託を受けた者（次項において「受託者」という。）が行う市の歳出の支出に

、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を提供することができること。

(4) 個人情報の適正な保護及び管理のために必要な体制を有していること。

(指定納付受託者の指定)

第7条の3 <省略>

(年度、会計、科目等の訂正)

第18条 <省略>

<p>ついては、次項に定める手続を除き、この規則に規定する歳出の手続の例による。</p> <p>3 <u>受託者は、市の歳出に係る支出をしたときは、支出の内容を証明する書類を会計管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>(歳入歳出外現金等)</p> <p>第19条 市の歳入歳出に属さない現金及び一時保管の有価証券は、次の区分により、整理しなければならない。ただし、必要があるときは、細別して整理することができる。</p> <p>(1) 保証金</p> <p>ア <u>入札保証金</u></p> <p>イ <u>契約保証金</u></p> <p>ウ <u>公営住宅敷金</u></p> <p>エ <u>公売保証金</u></p> <p>オ <u>その他保証金</u></p> <p>(2) 保管金</p> <p>ア <u>特別徴収の所得税</u></p> <p>イ <u>森林環境税</u></p> <p>ウ <u>県民税</u></p> <p>エ <u>市町村民税</u></p> <p>オ <u>都市職員共済組合掛金</u></p> <p>カ <u>徴収受託金</u></p> <p>キ <u>その他の保管金</u></p> <p>(3) 公売代金</p> <p>ア <u>差押物件公売代金</u></p> <p>イ <u>公益配当金</u></p> <p>(4) <u>その他</u></p> <p>2 <省略></p>	<p>(歳入歳出外現金等)</p> <p>第19条 市の歳入歳出に属さない現金及び一時保管の有価証券は、次の区分により、整理しなければならない。ただし、必要があるときは、細別して整理することができる。</p> <p>(1) 保証金 <u>入札保証金、契約保証金、公営住宅敷金</u></p> <p>(2) 保管金 <u>特別徴収の所得税、県民税、市町村民税、都市職員共済組合掛金、各種保険料、生活保護金、農地買収者からの一時保管金、国県の証紙売りさばき代金、電子証明書発行手数料、個人番号カードの再交付手数料、市庁舎に設置の多機能端末機からの証明書等交付手数料、指定金融機関の担保金</u></p> <p>(3) 公売代金 <u>差押物件公売代金、公売配当金</u></p> <p>2 <省略></p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の規定により公金取扱いの委任を受けている者に対するこの規則による改正前の瀬戸市会計規則の規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。